

金沢版ふるさと納税制度支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では、ふるさと納税制度を活用し、本市を応援していただける寄附者を増やすとともに本市及び本市謝礼品のPR、謝礼品の販路拡大並びに地場産業の活性化に寄与することを目的に、寄附受付サイトの更新・管理、管理システムによる寄附者情報等の管理、寄附者に提供する謝礼品の発注及び配送、金沢版ふるさと納税制度の周知並びに寄附者等からの問合せ対応等について事業提案を募集するものである。

本要領は、当該業務を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務内容

別紙「金沢版ふるさと納税制度支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(2) 業務期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※ただし、本業務を誠実かつ効果的に履行した場合は、業務期間終了後4年間は予算の範囲内で随意契約することができるものとする。

(3) 業務委託費上限額

655,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※委託料には仕様書に記載の業務のうち、寄附受付サイトの利用料・クレジットカード等の決済手数料を除く一切の費用（事務委託料・謝礼品代金・謝礼品配送費・寄附管理システム構築費・寄附証明書等郵送費・その他）を含むものとする。なお、本業務を受託する者（以下「受託者」という。）が寄附受付サイトの運営、クレジットカード等の決済業務も行える場合には、その業務を含んだ一括委託契約とすることができる。

※当該上限額は、「(4) 委託料算定に当たっての前提条件」における上限額であり、実際の支払いについては、事務委託料は、あらかじめ設定された料率に基づいて寄附金額に応じて支払い、寄附証明書等郵送費は、あらかじめ設定された単価に基づいて寄附件数に応じて支払う。謝礼品代金、謝礼品配送費は実費での精算とする。

(4) 委託料算定に当たっての前提条件

寄附受付期間：令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

① 通常分 寄附金額：1,700,000,000円 寄附件数：40,000件

謝礼品代金：1件10,000円（税込）、謝礼品配送費：1件1,000円（税込）

②金沢マラソン分 寄附金額：50,000,000円 寄附件数：1,000件

金沢マラソン分は謝礼品の提供を予定していないため、謝礼品代金・配送費はなし

※本市の寄附受入実績については、「仕様書 9 その他 (5)」を参照すること。

3 応募資格

応募者は、次の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本市の令和 8・9 年度の役務等の入札参加資格の有資格者であること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出時までに本市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、企画提案書の提出期限までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

※入札参加資格申請については、下記アドレスを参照。

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/sangyo_business/nyusatsu_keiyaku/nyusatsusankashikaku/index.html

- (2) 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。なお、参加表明書の提出から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。
- (3) 過去 3 年間のいずれかの年度に、複数の自治体からふるさと納税業務（業務内容は別紙「仕様書」の 6 に掲げるもの）を一括して受託した実績があること。また、過去 3 年間のいずれかの年度に、寄附金額が 10 億円以上の実績（1 つの自治体）を有すること。
- (4) 別紙「仕様書」に規定する業務を的確に遂行できること。
- (5) プライバシーマークなどの個人情報保護を目的とした公的機関の認定・認証を取得していること。
- (6) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

4 公募要領の周知・確認方法

本市ホームページに掲載するとともに、金沢市役所第一本庁舎 4 階の都市政策局地域力再生課にて直接交付する。

5 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

① 提出書類

ア 参加表明書（様式 1）

イ ふるさと納税に係る業務を一括して受託した実績（任意様式）

※自治体との契約書（写）を添付すること。（直近の契約書（写）を 2 自治体分）

併せて、寄附金額の実績がわかる記載をすること。

ウ 個人情報保護のために必要な措置を講じていることがわかる書類

エ 会社概要（任意様式）

② 提出期限・提出方法

令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 9 月 11 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）のそれぞれ午前 9 時から午後 5 時 45 分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時 45 分必着とする。

③ 提出先

金沢市都市政策局地域力再生課（13 に同じ。）

(2) 参加資格の確認

参加資格の有無に関する確認結果については、参加表明者に確認結果を通知し、参加資格を有する者に企画提案書の提出を要請する。

6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、総務省からの通知内容等を踏まえた上で、次に定めるところにより企画提案書（提案は、1 者につき一件とする。）を作成し、提出するものとする。なお、企画提案書は自由様式とするが、提案書の用紙サイズは、原則として A 4 サイズとし、目次及び頁番号をつけ作成することとする。

(1) 提案内容

企画提案は、仕様書の内容を必ず満たす提案とし、次の事項について説明するものとする。

- ① ふるさと納税制度に対する理解と受託業務実施に対する考え方
- ② 受託業務実施体制（寄附者、謝礼品取扱事業者、本市と提案者との関係、業務受託後の相談窓口の設置個所と緊急時における対応手順）
- ③ 寄附申込予定者に対する効果的なプロモーション方法
- ④ 本市の具体的な事務負担軽減に対する措置
- ⑤ 運用開始予定（令和 9 年 4 月 1 日から運用開始）に向けた準備の確実性（想定スケジュールを提示すること。）
- ⑥ 本市の魅力発信につながる謝礼品開発への考え方とこれまでの開発実績
- ⑦ 謝礼品取扱事業者の負担軽減、謝礼品発注・在庫・配送管理手法
- ⑧ 謝礼品取扱事業者に対する適切な相談・支援体制
- ⑨ 寄附申込・寄附入金・謝礼品に係る苦情やトラブル等に対する対応体制
- ⑩ 寄附証明書等の発送
- ⑪ 個人情報保護対策（謝礼品取扱事業者の個人情報保護対策も含む。）
- ⑫ 自社の優位性（他自治体での受託実績を踏まえた独自の提案）
- ⑬ 業務に要する費用について（参考見積書（様式 2）で算出した総額により比較）

(2) 提出書類

① 企画提案書及び企画提案書要約版

企画提案書は、任意様式（A 4 サイズ、枚数は不問）、目次及び頁番号をつけ提出すること。また、企画提案書要約版（様式 3-1～3-6）もあわせて提出すること。提出の宛先は「金沢市長 村山卓」とし、件名は「金沢版ふるさと納税制度支援業務に係る提案書」とすること。

② 参考見積書

参考見積書（様式 2）に見積金額の総額を記入し、提出すること。

なお、見積内訳書について、任意の様式にて別途提出すること。”一式”など一括計上する方法で中身が見えない記載方法としないこと。参考見積書及び見積内訳書の作成にあたっては、「金沢版ふるさと納税制度支援業務仕様書 4 委託金額の上限額、5 委託料算定に当たっての前提条件」に示す委託金額の上限額及び委託料算定に当たっての前提条件を踏まえること。

(3) 提出方法等

① 提出期限・提出方法

令和8年9月25日（金）から令和8年11月4日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）のそれぞれ午前9時から午後5時45分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和8年11月4日（水）午後5時45分必着とする。

② 提出先

金沢市都市政策局地域力再生課（13に同じ。）

③ 提出部数

・正本（代表者印が押印された紙原本）：1部

・副本（社名が記載されていない紙原本）：1部

※提出する副本については、本文はもとより、資料を含め、社名は隠すこと。また、社名が容易に推察されるような、ロゴや商品名、問い合わせ先の電話番号等の記載についても伏せることとする。なお、提出のあった資料は返却しないものとする。

・電子データ：CD-Rで提出又は電子メールで送付

※電子データの形式は、Adobe Acrobat Reader DCにて表示、印刷できるものとする。

7 質疑回答

(1) 受付期間

① 参加表明に関するもの

令和8年8月31日（月）から令和8年9月7日（月）午後5時45分まで

② 企画提案に関するもの

令和8年9月25日（金）から令和8年10月19日（月）午後5時45分まで

(2) 質問提出方法

質問書（様式4）を電子メールにより金沢市都市政策局地域力再生課に提出するものとする。

(3) 回答日（予定）

① 参加表明に関するもの：令和8年9月9日（水）

② 企画提案に関するもの：令和8年10月23日（金）

(4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページで回答内容を公表する。

8 審査方法等

(1) 審査方法

審査については、金沢版ふるさと納税制度支援業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書を提出した者の中から、企画提案書の内容及び企画提案内容に係るプレゼンテーションを総合的に勘案した上で、委員会の委員が別紙1で示す評価基準に基づき評価し、各委員の評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として特定する。また、評価点が同点となる者が2者以上あるときは、委員の合議により順位を決定する。

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出した者は、委員会においてプレゼンテーションを行う。

ア 日時及び場所

令和 8 年 11 月 11 日（水）を予定（日時・場所についての詳細は別途案内する。）

イ 実施時間

各事業者 1 者ずつの呼び込み方式とし、1 者 10 分程度（準備時間除く。）の説明時間とする。その後、質疑応答を 5 分程度行う。ただし、企画提案書を提出した者の数により実施時間が変更になる場合がある。

ウ 参加人数

プレゼンテーションに参加する人数は 3 名以内とする。

エ その他

プレゼンテーションに当たり、必要な機材は全て事業者で用意することとする。ただし、モニター及び HDMI ケーブルは本市で用意する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は採否にかかわらず、全ての企画提案者に通知する。

9 契約の締結

優先交渉権者に決定した事業者と基本協定書（様式 5）を締結し、具体的な業務内容を協議した上で、令和 9 年 4 月 1 日に当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。（ただし、令和 9 年度予算の成立を条件とする。）

10 スケジュール

実 施 内 容	日 時
プロポーザルの公表	令和 8 年 8 月 31 日（月）
参加表明に関する質問の提出期限	令和 8 年 9 月 7 日（月）
参加表明に関する質問に対する回答公表	令和 8 年 9 月 9 日（水）
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時 45 分
参加資格審査結果通知、参加要請書の発送	令和 8 年 9 月 25 日（金）
企画提案に関する質問の提出期限	令和 8 年 10 月 19 日（月）午後 5 時 45 分
企画提案に関する質問に対する回答公表	令和 8 年 10 月 23 日（金）
企画提案書等提出期限	令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 5 時 45 分
プレゼンテーションの実施	令和 8 年 11 月 11 日（水）（予定）
審査結果通知	令和 8 年 11 月下旬（予定）
基本協定締結	令和 8 年 12 月下旬（予定）
契約締結	令和 9 年 4 月 1 日（木）

11 提出書類の取扱い

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 本実施要領に違反すると認められる場合
- カ 二つ以上の企画提案をした場合、又は他社の代理をした場合
- キ 企画提案書の参考見積書に関し、委託金額の上限額を超える金額を提案した場合
- ク その他本市があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ケ 上記アからクまでに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合。

(2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

(4) 費用負担

企画提案書の作成・提出やプロポーザル方式への参加に要する経費等は、企画提案者の負担とし、参加報酬は支払わない。

(5) その他

- ア 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- イ 提出された企画提案書は返却しない。
- ウ 提出された企画提案書等は金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づく情報公開請求の対象となる。

12 留意事項

(1) 非選定及び非特定理由の説明

- ア 企画提案書の提出者として選定されなかった者及び企画提案書の提出者として選定された者で特定者として特定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市役所開庁日に限る。）以内に書面により説明を求めることができる。
- ウ イの説明の求めに対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行うものとする。

(2) 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により本市の承諾を得なければならない。

(3) 遵守事項

委託業務を遂行するに当たっては、本市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

(4) その他

手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

13 問合せ先

金沢市都市政策局地域力再生課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所第一本庁舎4階

電話番号：076-220-2034（直通） FAX 番号：076-264-2535

電子メール：chiikiryouku@city.kanazawa.lg.jp